

平成 26 年 4 月 1 日

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第 31~33 号案件の決定について

今般、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 31~33 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業振興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

○ 第 31 号案件（平成 26 年 3 月 31 日決定）

福島県会津地方の食品加工販売業。従業員数 6 名。震災による設備損壊等の被害は軽微であったが、風評による観光業界の冷え込みと県産食材の敬遠から受注激減。資金繰りの悪化を招いた。経営再建に向けた資金繰りの安定に向け、震災前債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元金融機関が支援。また、買取対象債権には、地元金融機関のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

○ 第 32 号案件（平成 26 年 3 月 31 日決定）

福島県浜通り地方の飲食業者。従業員数 4 名。震災により既存店舗が津波で浸水するなど多大な損害を被った。現在は別店舗に移転し営業再開を果たしたが、既往の金融債務負担が重く、今後の経営再建の障害となっていることから、震災前債務について買取支援を

行うもの。

新規融資については、地元金融機関が支援。また、買取対象債権には、地元金融機関のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

○ 第33号案件（平成26年3月31日決定）

福島県会津地方の宿泊業者。従業員数7名。震災による直接的被害は軽微であったが、風評被害で団体客が激減するなど多大な影響を受けた。現在、集客を図るべく経営努力を続けているが、既往の金融債務負担が重く、今後の経営再建の障害となっていることから、震災前債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元金融機関が支援。また、買取対象債権には政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

以上